

土木建築委員会会議記録

土木建築委員長 阿部 長夫

1 日 時

令和7年12月8日(月) 午前 9時57分から
午前11時16分まで

2 場 所

第1委員会室

3 出席した委員の氏名

阿部長夫、中野哲朗、大友栄二、阿部英仁、若山雅敏、二ノ宮健治、佐藤之則

4 欠席した委員の氏名

なし

5 出席した委員外議員の氏名

福崎智幸、三浦正臣

6 出席した執行部関係者の職・氏名

土木建築部長 小野克也 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第117号議案、第118号議案、第119号議案、第120号議案、第121号議案、第122号議案及び第124号議案のうち本委員会関係部分については、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 第105号議案については、可決すべきものと総務企画委員会に回答することに、第123号議案については、可決すべきものと文教警察委員会に回答することに、いずれも全会一致をもって決定した。
- (3) 特定都市河川指定に基づく条例の制定について、大分港大在地区コンテナクレーン2号機更新工事の進捗状況について及び大分県海岸保全基本計画の改定についてなど、執行部から報告を受けた。
- (4) 閉会中の継続調査について、所定の手続を取ることにした。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課議事調整班 主査 利根妙子
政策調査課調査広報班 主事 瑞木彩乃

土木建築委員会次第

日時：令和7年12月8日（月）10:00

場所：第1委員会室

1 開 会

2 土木建築部関係

10:00～11:50

(1) 合い議案件の審査（付託委員会：総務企画委員会、文教警察委員会）

第105号議案 職員等の旅費に関する条例等の一部改正について
（土地収用法に基づく鑑定法人等の旅費及び手当に関する条例）

第123号議案 大分県立学校の設置に関する条例等の一部改正について
（大分県県営住宅の設置及び管理に関する条例）

(2) 付託案件の審査

第124号議案 令和7年度大分県一般会計補正予算（第3号）（本委員会関係部分）

第117号議案 公の施設の指定管理者の指定について

第118号議案 工事請負契約の締結について（一般国道388号楠本橋上部工）

第119号議案 工事請負契約の変更について（一般県道古江丸市尾線2号トンネル）

第120号議案 工事請負契約の締結について（一般国道386号三郎丸橋上部工）

第121号議案 大分県地方港湾審議会条例の一部改正について

第122号議案 工事請負契約の変更について（都市計画道路庄の原佐野線第3橋梁上部工製作）

(3) 諸般の報告

①一般県道古江丸市尾線【葛原～丸市尾工区】（仮称）2号トンネル工事の進捗状況について

②特定都市河川指定に基づく条例の制定について

③大分港大在地区コンテナクレーン2号機更新工事の進捗状況について

④大分県海岸保全基本計画の改定について

⑤都市計画道路庄の原佐野線街路改築工事の進捗状況について（P1橋脚・P2橋脚）

⑥新たな大分県耐震改修促進計画の素案について

⑦新たな大分県賃貸住宅供給促進計画の素案について

(4) その他

3 協議事項

11:50～12:00

(1) 閉会中の継続調査について

(2) その他

4 閉 会

会議の結果

阿部（長）委員長 おはようございます。初めに、佐賀関の大規模火災につきまして、1名の亡くなられた方と御家族に心からお悔やみ申し上げます。また、大変多くの方が被災をされております。この方々に心からのお見舞いを申し上げたいと思います。

今回、国も迅速な対応をしていただきまして、生活再建の支援をしっかりとすることであり、大分県も大分市も県議会としても、1日も早い復興に向けて取組をしていかなければならないと思っています。年末年始を避難所で生活される人のことを思うと、1日も早い復興をしないといけないなという思いです。よろしくをお願いします。

それでは、ただいまから土木建築委員会を開きます。

本日は委員外議員として福崎議員に出席いただいております。委員外議員の方が発言を希望する場合は、委員の質疑の終了後に挙手し、私から指名を受けた後、長時間にわたらないよう要点を簡潔に御発言願います。

まず審査に先立ち、執行部から発言をしたい旨の申出があったので、これを許します。

小野土木建築部長 阿部長夫委員長をはじめ、土木建築委員と委員外議員の皆様方におかれましては、土木建築行政の推進に向け、懇切丁寧な御指導をいただいておりますことに、改めて深く御礼申し上げます。

初めに私から、委員長からも話がありましたが、佐賀関の火災について少し御報告をさせていただきます。

18日に発災して、直後から県も災害対策本部を立ち上げて全庁的な取組を進めました。自衛隊の派遣や災害救助法の適用など、被災者が困らないように避難所の確保等をやってきたところでは、

27日には、嶋議長や佐藤知事と一緒に高市総理ほか関係大臣に要望に行かせていただきまして、さきほど話にありました被災者生活再建

支援法の早期適用ですとか、災害廃棄物処理の支援など、国から支援をいただけるようになったところでもあります。

現在、新聞にも出ていますが、被災者に今後どのような生活に移っていくのかアンケートを取りながら、市が中心になって進めているところです。正に二次避難所の確保ということで、公営住宅と出ていますが、県も県営住宅等の情報をしっかり提供するとともに、市は民間住宅も視野に入れて被災者と意見交換をしているようです。

我々土木建築部としては、その先のまちづくりをどう進めていくかということが課題となっております。28日には、災害対策本部を解体して大分県佐賀関被災者生活再建支援本部を庁内に設置し、その中で復興まちづくりも検討することとしています。一方、国においても、すぐに九州地方整備局にまちづくり・住まいづくり支援チームをつくっていただき、本省からも何度か職員が現地に来て現地調査をいただいている状況です。我々としましては、国など関係機関と調整・連携を密にし、大分市に寄り添って復興まちづくりの進め方や計画の策定などについて、積極的に技術的助言などを行ってまいります。

いずれにしましても、被災された方々が一日でも早く平穏な日常生活に戻るよう、土木建築部としまして全力を尽くしてまいります。

それでは、今回の土木建築部関係の議案でございますが、第124号議案令和7年度大分県一般会計補正予算についてなど、計9件の議案を提出させていただいております。これに加え、工事の進捗状況など7件を報告させていただきます。

慎重御審議の上、御賛同いただくようお願い申し上げます。

なお、お手元にこういったチラシを1枚、配布させていただいております。大分県建設産業女性人材確保・活躍推進事業の取組として、令

和7年度の成果発表会を来年2月7日土曜日の13時半からレンブラントホテル大分にて開催の予定です。

建設産業で働く女性や学生の意見を聞くことができる貴重な機会です。実は昨年も議員の皆様へ来ていただいた経緯がございます。委員の皆様におかれましても、御都合よろしければ、是非会場にお越しただけですと幸いです。年明けにBuildy事務局が出欠の確認をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

阿部（長）委員長 それでは審査に入ります。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けました議案7件及び総務企画委員会と文教警察委員会から合い議のありました議案2件です。この際、案件全部を一括議題とし、これより審査に入ります。

まず、合い議案件の審査を行います。

初めに、総務企画委員会から合い議のありました第105号議案職員等の旅費に関する条例等の一部改正についてのうち、本委員会関係部分について執行部の説明を求めます。

平山用地対策課長 それでは、第105号議案職員等の旅費に関する条例等の一部改正のうち、土地収用法に基づく鑑定人等の旅費及び手当に関する条例の一部改正について御説明いたします。

資料の2ページを御覧ください。

1改正理由ですが、国家公務員等の旅費に関する法律の改正に伴い、県においても、旅行実態に合わせた旅費の支給等を行うため、職員等の旅費に関する条例の一部改正を行うこととしています。これにあわせて、土地収用法に基づく鑑定人等の旅費及び手当に関する条例の関係規定について、同様の改正をするものです。

具体的には、2改正内容にありますように、鑑定人等に対して支給する旅費の種類を改正するものです。

3施行日は、令和8年4月1日としています。

阿部（長）委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

阿部（長）委員長 委員外議員の方は、御質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

阿部（長）委員長 別に御質疑等もないので、これより採決に入ります。

本案のうち本委員会関係部分は、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

阿部（長）委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分は、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答するものと決定しました。

次に、文教警察委員会から合い議のありました第123号議案大分県立学校の設置に関する条例等の一部改正についてのうち、本委員会関係部分について執行部の説明を求めます。

長谷部公営住宅室長 第123号議案大分県立学校の設置に関する条例等の一部改正について、御説明いたします。

資料の3ページを御覧ください。

本議案は、別府市及び佐伯市が実施する住居表示事業に伴い、該当する区域にある県有施設の位置の表示を改めるもので、関係する条例を一括して提出しています。この中で、土木建築部の所管する大分県営住宅の設置及び管理に関する条例について御説明いたします。

この条例では、各県営住宅の名称や位置を別表で定めています。

改正理由は、さきほど御説明したとおり、別府市及び佐伯市が実施する住居表示事業に伴い、県営住宅の位置の表示について、規定を改正するものでございます。

改正内容は、下の表の県営住宅について、表左の施設の位置を表中ほどの現行の表示から表右の改正案の表示に改正するものです。

施行期日は、別府市分は別府市の指定日にあわせて令和8年1月10日、佐伯市分は既に指定済みのため公布の日としています。

阿部（長）委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御

質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

阿部（長）委員長 委員外議員の方は、御質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

阿部（長）委員長 別に御質疑等もないので、これより採決に入ります。

本案のうち本委員会関係部分は、原案のとおり可決すべきものと文教警察委員会に回答することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

阿部（長）委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分は、原案のとおり可決すべきものと文教警察委員会に回答するものと決定しました。

以上で合議案件の審査を終わります。

次に、付託案件の審査を行います。

それでは、第124号議案令和7年度大分県一般会計補正予算（第3号）のうち、本委員会関係部分について執行部の説明を求めます。

小野土木建築部長 第124号議案令和7年度大分県一般会計補正予算（第3号）に関する土木建築部関係の歳出予算の補正内容につきまして、御説明いたします。

資料の4ページを御覧ください。

まず、1補正予算額の表の中ほど、太枠で記載している計欄を御覧ください。既決予算額1,009億921万4千円に、その右の今回補正予算額119億9,087万2千円を増額しますと、さらにその右の欄にありますとおり、補正後現計額は1,129億8万6千円となります。

増額の理由としましては、国の経済対策による第1次国土強靱化実施中期計画に基づく予算を受け入れることに伴うものでございます。補正事業一覧にありますとおり、災害に強い強靱な県土づくりを加速させるため、緊急輸送道路の整備や河川護岸の改修、砂防施設の整備等に集中的に取り組むことができるよう、23事業につきまして、年度内に執行が必要な箇所の補正をお願いするものでございます。

なお、今後予定されている国の内示を踏まえ、

令和8年第1回定例会にて追加の補正を提出する予定です。

以上で、私からの説明を終わらせていただきます。

この後、債務負担行為の補正及び繰越明許費の補正につきまして土木建築企画課長から御説明いたします。

大谷土木建築企画課長 続きまして、債務負担行為につきまして、御説明いたします。

資料の5ページを御覧ください。

2債務負担行為の補正でございます。一般会計（追加分）を御覧ください。ゼロ県債につきましては、債務負担行為の積極的な活用により、公共工事の施工時期の平準化とともに防災効果の早期発現を図るため、出水期に備えた河床掘削や危険な法面の対策等を実施する事業に対し、一般会計で21事業45億円の設定をお願いするものでございます。

続いて、資料の6ページを御覧ください。

3繰越明許費（限度額）でございます。繰越明許費につきましては、表の上段既決分の一番右の合計欄にありますとおり49事業127億500万円を既に、第3回定例会にて御承認いただいております。

今回は、国の補正予算を受け入れるにあたり、繰越明許費の増額をお願いするもので、表の2段目の追加分は、新たに繰越しを追加する事業で、一番右の合計欄にありますとおり、3事業9,600万円をお願いするものです。

また、3段目の変更分は、既決分として承認をいただいている事業のうち、一番右の合計欄にありますとおり、20事業82億8,700万円の増額をお願いするものでございます。

これらを合わせますと、表の右下にありますとおり、合計で52事業210億8,800万円となります。

これらの事業につきましては、前払金や部分払いなどを活用し、可能な限り今年度中の支出に努めてまいります。

なお、令和8年第1回定例会では、国の補正予算の内示を踏まえた追加の補正予算などに対し、改めて繰越明許費の追加または変更を提出

する予定です。

阿部（長）委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見等はありませんか。

若山委員 簡単なことなんですけど、これまで計画的にやってきて、次の事業は計画されている部分が順番に来るといふことと、緊急性のある部分を重点的にやっていくという説明は受けたんですけど、緊急性の部分で、こういう緊急性があったので、これは前倒しにしましたとかいう特に説明していただけるような事業があれば教えていただきたいんですけど。

小野土木建築部長 幸い今年度は大きな風水害が発生しておりませんで、これまで我々が取り組んできた強靱化事業の順番を入れ替えてやろうというような大きな事業はございません。例えば、流域治水、河川の関係でいきますと、今、事業化していただいているダム再生事業の進捗であるとか、あと、天ヶ瀬温泉街の玖珠川の河川改修であるとか、そういった過去に大きな被災を受けたところの事業進捗をしっかりとやっていきたいというところですよ。

あと、道路についても、やはりリダンダンシー等の観点もありますので、中津日田道路であるとか中九州横断道路であるとか、そういったところの進捗を図っていきたいというところで、今回のこの国土強靱化実施中期計画の予算ということ、必要額の方を確保させていただきたいなと思っております。

阿部（長）委員長 ほかに御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

阿部（長）委員長 委員外議員の方は、御質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

阿部（長）委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決に入ります。

本案のうち本委員会関係部分は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

阿部（長）委員長 御異議がないので、本案の

うち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第117号議案公の施設の指定管理者の指定について執行部の説明を求めます。

大谷土木建築企画課長 第117号議案公の施設の指定管理者の指定について御説明いたします。

資料の7ページを御覧ください。

令和7年度末をもって指定期間が満了する施設は、7ページの別府港北浜ヨットハーバー及び8ページのハーモニーパークの2施設となります。

令和8年度から5年間の新たな指定管理者の指定にあたっては、指定管理候補者選定委員会を設置し、申請団体に対するヒアリング等を行い、慎重かつ厳正に審査を実施したところです。

この度、これら施設の指定管理候補者を選定いたしましたので、地方自治法の規定に基づき、指定の承認をお願いするものでございます。

まず、7ページの別府港北浜ヨットハーバーについてです。

資料中段左側の1指定管理候補者選定の経過に記載しておりますとおり、外部有識者等で構成する選定委員会を2回開催し、申請のあった2団体について、右側に記載しております2審査基準により審査を行いました。

その結果、下段の3指定管理候補者及び選定委員会における評価等の指定管理候補者欄にある株式会社ササキコーポレーションを指定するものです。

選定委員会における評価につきましては、その表の右側に記載しておりますとおり、指定管理者制度導入以来10年にわたり安定した管理実績を有しており、当初は70%に満たない係船率を現在ではほぼ100%まで向上させるなど、施設の有効活用に大きく寄与していること、地域全体の賑わいづくりをしようと努力していること、また、全体的に県政や市政の声をしっかりと事業にいかしており、事業計画にも具体性があること、危機管理に対する意識が高いことについて、評価がなされました。

提案価格につきましては、表の中央に記載し

ておりますとおり、総額7,096万5千円で
ございます。

次に、資料の8ページを御覧ください。

ハーモニーパークについてです。資料中段の
1 指定管理候補者選定の経過に記載してありま
すとおり、県民意見募集や外部有識者への意見
聴取を行い、慎重に評価を行いました。

その結果、下段の2 指定管理候補者及び県民
・外部有識者からの意見の指定管理候補者欄に
ある株式会社サンリオエンターテイメントを引
き続き任意指定するものです。

県民・外部有識者からの意見につきましては、
その表の右側に記載してありますとおり、県民
意見の募集では、特に意見はございませんでし
た。

また、外部有識者からは、ハーモニーパーク
内に県管理区域と民間運営施設であるハーモニ
ーランドが一体的に構成されており、公園の効
率的な管理運営や利用者の安全確保のためには
公園全体の管理は一体的に行われることが適切
であること、ハーモニーランドの広報活動がそ
のままハーモニーパークの来園者増に繋がるメ
リットは非常に大きいことから、ハーモニーラ
ンドの運営主体である株式会社サンリオエンタ
ーテイメントを任意指定することは妥当である
との意見をいただきました。

提案価格につきましては、表の中央に記載し
てありますとおり、総額3億8,451万円で
ございます。

阿部（長）委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御
質疑、御意見等はありませんか。

佐藤委員 両方とも指定管理の問題なんですが、
選定委員会がきちんとやっていて過去の実績も
ありますから、そういうものに反対はないんで
すけれども、この期間中、例えばほかのところ
から管理をしたいとかいう問合せ、希望、また
はそれに対する反対的な意見とか、そういった
ものがあればお聞かせください。

山口港湾課長 期間中というのは、5年間とい
うことでよろしいですか。（「5年間で結構で
す」と言う者あり）

今までなかったかということによろしいです
か。（「はい」と言う者あり）今までそういつ
たものはありませんでした。

岡本公園・生活排水課長 ハーモニーパークに
おきましては、任意指定を定めておきまして、
指定管理者制度導入から株式会社サンリオエン
ターテイメントが指定管理としてやっております
ので、ほかの団体からのそういった御意見は
ございません。

阿部（長）委員長 ほかに御質疑等はありません
か。

〔「なし」と言う者あり〕

阿部（長）委員長 委員外議員の方は、御質疑
ありませんか。

福崎委員外議員 別府港北浜のヨットハーバー
なんです、議案の勉強会のときに2件の応募
者があったということで、それぞれ525点満
点中の425点、もう1者が525点満点中の
419点ということでした。ただ、実績加点が
25点加わるということなので、結果的には、
今現在受けられているところの評価が低かった
と。このことはしっかりと出す方も受け止めて
いただいて、これまで取り組んでいるのに、審
査したら評価が下がっている、悪かった、ただ、
最後の実績加点で追い抜いたというところは、
これは中身がいいとかいう問題じゃなくて、加
点で勝ったというだけなので、やっぱり中身が
いいものになるように、しっかりと指導とか協
議とかしていただくように御要望しておきます。
もう回答は要りません。

阿部（長）委員長 ほかに御質疑等もないので、
これより採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決す
ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

阿部（長）委員長 御異議がないので、本案に
ついては原案のとおり可決すべきものと決定し
ました。

次に、第118号議案工事請負契約の締結に
ついて執行部の説明を求めます。

石和道路建設課長 第118号議案工事請負契
約の締結について御説明いたします。

資料の9ページを御覧ください。

本議案は、佐伯市蒲江大字畑野浦から竹野浦河内までの間で整備を進めております、一般国道388号畑野浦―楠本バイパスにおける工事請負契約の締結についてでございます。

今回、議会の承認をお願いいたします工事は、資料左下の事業平面図に赤色で示しております（仮称）楠本橋上部工工事です。

資料右上の発注工事内容を御覧ください。橋梁延長60.8メートル、全幅員11.6メートルの橋梁上部工工事で、契約金額は5億8,135万円、工期は契約締結日の翌日から令和9年7月30日までとなっております、総合評価落札方式による入札の結果、三井住友建設鉄構エンジニア・大鐵特定建設工事共同企業体と工事請負契約を締結したく、議会の承認をお願いするものでございます。

阿部（長）委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

阿部（長）委員長 委員外議員の方は、御質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

阿部（長）委員長 別に御質疑等もないので、これより採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

阿部（長）委員長 御異議がないので、本案については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第119号議案工事請負契約の変更について執行部の説明を求めます。

石和道路建設課長 第119号議案工事請負契約の変更について御説明いたします。

資料の10ページを御覧ください。

本議案は、右上の工事概要の受注者の欄にありますとおり、平和・風戸特定建設工事共同企業体と令和7年3月27日に契約しました、一般県道古江丸市尾線葛原―丸市尾工区における（仮称）2号トンネル工事の工事請負契約にお

ける工期の変更を行うものです。

資料下段の計画平面図を御覧ください。今回、議会の承認をお願いいたします工事は、事業延長1.58キロメートルのうち、赤色で旗揚げしている2号トンネル146.8メートルを含む施工延長177メートルの道路改良工事です。

次の11ページを御覧ください。

上段の工事実施状況についてです。10月末時点でトンネル延長146.8メートルに対して掘削延長120メートル、掘削進捗率は約81.7%となっています。

次に、変更内容ですが、掘削工法の変更に伴う工期延伸になります。主な内容について御説明します。

資料中ほどの左側の写真を御覧ください。当初計画では、トンネル全ての延長で、写真のように機械掘削で施工する予定でしたが、右側の写真のように、掘削を進める中で想定よりも亀裂の少ない硬質な岩盤が現れはじめ、徐々に施工効率が低下し、機械掘削が困難となり、発破による掘削が必要になりました。これに伴い、火薬庫等の設置、火薬取締法の許可手続、周辺地域の住民等への説明など、1.5か月間の準備時間が必要となりました。

資料下段の工程表を御覧ください。上段青線が当初工程で、下段赤線が変更工程です。

資料10ページにお戻りください。

右上の工事概要の工期の欄を御覧ください。工期末を当初の令和8年3月13日から赤文字で示しています変更の令和8年4月30日とするものです。

なお、金額の変更に関しては、今回の諸般の報告にて御説明し、次回の令和8年第1回定例会にて議案を提出したいと考えています。

阿部（長）委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見等はありませんか。

若山委員 期間の延長ということで、工賃というか契約金額の変更はないということですけど、普通、期間が延びれば人件費とかいろんな部分で伸びてくると思うんですけど、今回、準備期間が増えるということで、人件費等いろんな部

分に関係が余り出なかったので、金額が変わらないという認識でいいんですかね。

石和道路建設課長 これはまず、工期の変更を先にさせていただきまして、変更の増額について、諸般の報告でまた御説明いたします。この議案に対して金額変更がちょっと間に合わなかったもので、工期だけの変更を今回お願いするものでございます。

阿部（長）委員長 ほかに御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

阿部（長）委員長 委員外議員の方は、御質疑ありませんか。

福崎委員外議員 ちょっと教えていただきたいんですが、こういうトンネルを掘るときルートについて、どういう土の質とかは、今これだけ科学が発展していれば分かるのかなという感じがするんですが、そういうのが分かるのかどうか。分かった場合に、途中岩盤があるとかいうことが想定されないのかをちょっとお尋ねしたいんですが。

石和道路建設課長 御説明します。

トンネルの設計に関しては、まず施工の前、設計段階に地質調査をします。その段階での精度の問題ですけれども、第三者委員会、これは専門家を含めて、設計の段階で評価させていただいて、県職員だけではなく、コンサルだけでもなく、第三者委員会で検討していった上で設計をしています。そういう意味で、施工の精度を高めております。

ただし、施工した上で、やっぱり全ての地質を判断できないので、今回このような形にはなりますけれども、掘削する段階で少しずつ変わってくるものでございますので、どうしてもこういう増額の変更をお願いするものでございます。

阿部（長）委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

阿部（長）委員長 御異議がないので、本案に

ついては原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第120号議案工事請負契約の締結について執行部の説明を求めます。

北野道路保全課長 第120号議案工事請負契約の締結について御説明いたします。

資料の12ページを御覧ください。

資料左上の事業概要に記載のとおり、本議案は、令和6年の梅雨前線豪雨によって被災した日田市大字友田の一般国道386号橋梁災害関連事業における工事請負契約の締結についてでございます。今回、議会の承認をお願いいたします工事は、三郎丸橋上部工工事です。

資料右上の発注工事内容を御覧ください。橋梁延長88.3メートル、全幅員12.0メートルの橋梁上部工工事で、工期は契約締結日の翌日から令和9年3月30日まで、契約金額は9億6,470万円となっております。総合評価落札方式による入札の結果、三井住友建設鉄構エンジ・臼杵造船特定建設工事共同企業体と工事請負契約を締結したく、議会の承認をお願いするものでございます。

阿部（長）委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

阿部（長）委員長 委員外議員の方は、御質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

阿部（長）委員長 別に御質疑等もないので、これより採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

阿部（長）委員長 御異議がないので、本案については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第121号議案大分県地方港湾審議会条例の一部改正について執行部の説明を求めます。

山口港湾課長 第121号議案大分県地方港湾審議会条例の一部改正について御説明いたしま

す。

資料の13ページを御覧ください。

まず、1条例の概要ですが、本条例は港湾法に基づき、港湾の開発、利用、保全及び管理に関する重要事項を調査審議するため設置している大分県地方港湾審議会の組織運営等について定めたものです。

具体的には、知事の諮問に応じて、港湾計画の策定や県の管理する港湾の開発、利用、保全及び管理に関する重要事項について、学識経験者、港湾利用者の代表などで構成される審議会にて調査審議を行い、港湾管理者である知事に建議を行います。

2法改正の内容ですが、港湾法等の一部を改正する法律の公布により、気候変動に伴う海面上昇に対応した港湾の保全等に関する制度が創設されたため、表の右側改正後に記載のとおり港湾計画を定めた港湾法第3条の3において、第2項及び第3項が新設されました。

このため、新設された第2項の地方港湾の港湾計画を定めることができる規定を条例改正に反映させるものです。

3条例改正の内容ですが、大分県地方港湾審議会条例第2条第1号において、引用する港湾法の規定の一部改正に伴う規定の整備を行うものであり、具体的には改正前の第8項を改正後の第2項に改正します。

4条例の施行日は、本条例の公布日としています。

阿部（長）委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

阿部（長）委員長 委員外議員の方は、御質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

阿部（長）委員長 別に御質疑等もないので、これより採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

阿部（長）委員長 御異議がないので、本案に

ついては原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第122号議案工事請負契約の変更について執行部の説明を求めます。

高野都市・まちづくり推進課長 第122号議案工事請負契約の変更について御説明いたします。

資料の14ページを御覧ください。

本議案は、令和6年3月に三井住友建設鉄構エンジニアリング株式会社大分営業所と契約いたしました、都市計画道路庄の原佐野線街路改築工事の工事請負契約について変更するものです。

本工事は、庄の原佐野線下郡工区において、資料下段の事業区間全体図の赤色で着色したJR豊肥本線を跨ぐ第3橋梁の上部工の製作を行うものです。

資料上の工事内容を御覧ください。契約金額は当初5億3,090万260円に対し、変更後5億2,826万4千円で263万6,260円の減額となります。

次に、資料の15ページを御覧ください。

契約金額の変更内容は、架設工法の変更に伴う鋼材の材質及び鋼材量の変更による260万円の減額です。

資料中段の架設工法を御覧ください。本橋梁の架設工法は当初、JRが実施する架設工事にて資料左側の送り出し工法を予定していましたが、JRとの協議及び地元・関係機関との調整を行ったところ、工期の短縮が可能で、より安価なトラッククレーンベント工法へ架設工法を変更することとなりました。

その結果、資料下段に示しております送り出し工法では、架設時の桁に応力がかかるため、青色で着色している箇所に補強が必要だったところ、トラッククレーンベント工法では、架設時の桁にかかる応力が減少し、補強が不要となることから、鋼材の材質変更及び補強材の鋼材量が減少し、本製作工事にて減額が生じたものです。

以上により、契約金額について、約260万円の減額となります。

阿部（長）委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

阿部（長）委員長 委員外議員の方は、御質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

阿部（長）委員長 別に御質疑等もないので、これより採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

阿部（長）委員長 御異議がないので、本案については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、付託案件の審査は終わりました。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出がありましたのでこれを許します。

まず、①の報告をお願いします。

石和道路建設課長 一般県道古江丸市尾線葛原一丸市尾工区（仮称）2号トンネル工事進捗状況について御説明します。

資料の16ページを御覧ください。

本工事については、第119号議案工事請負契約の変更についてにて御説明しましたが、工事の進捗により契約金額の増額が見込まれますので、その内容について御報告します。

次の17ページを御覧ください。

契約金額の変更については、大きく四つの要因がございます。

一つ目は、掘削工法の変更による300万円の増額です。当初の想定よりも硬質な岩盤が現れ、機械掘削から発破掘削への変更によるものです。

二つ目は、地山特性に応じた補助工法の変更による2,200万円の増額です。一部区間において当初、軟質で膨張性の岩盤に対応した注入式フォアポーリングを計画していましたが、実際に掘削すると、強風化で破砕性の岩盤であったため、長尺鋼管先受け工へ変更するものです。

三つ目は、インバート等の施工延長の縮減に

よる1,400万円の減額です。当初軟弱な岩盤を想定していた区間で、インバート等を計画していましたが、一部区間で硬質な岩盤が現れたため、インバートの延長やロックボルト本数などを縮減したものです。

四つ目は、インフレスライド条項を適用することによる3,600万円の増額になります。

以上によりまして、契約金額について約4,700万円の増額を見込んでおります。

これにつきましては、次回の令和8年第1回定例会において金額変更に関する変更契約議案を提出したいと考えております。

阿部（長）委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

阿部（長）委員長 委員外議員の方は、御質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

阿部（長）委員長 別に御質疑等もないので、次に、②の報告をお願いします。

松尾河川課長 特定都市河川指定に基づく条例の制定について、御報告いたします。

資料の18ページを御覧ください。

まず、上段の1条例の制定理由についてです。令和8年3月に1級河川山国川が、県内で初めて特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川に指定される予定です。

法の施行に関し、条例で定めることが規定されている3種類の標識の設置基準について、令和8年第1回定例会で、大分県特定都市河川浸水被害対策法施行条例案の提出を予定しています。

次に、左側の2山国川特定都市河川指定の背景についてです。県北を流れる1級河川山国川は、平成24年、平成29年、令和5年など、豪雨災害が繰り返し発生したことから、あらゆる関係者が協働し、流域全体で水災害対策を行う流域治水の取組を推進しています。

流域治水の取組をさらに効果的に推進するため、国、県、市が一体となり、特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川への指定を

目指しています。下の表は、山国川の近年の被害状況、図は特定都市河川の指定予定範囲になります。

続いて、右側上段の3特定都市河川浸水被害対策法の概要です。特定都市河川に指定されますと、一つ目は、国の重点予算措置の対象となるため、河川整備の加速化が期待できます。

二つ目は、雨水流出の増加抑制として、1千平方メートル以上の範囲で、雨水が地下への浸透を妨げる行為には、雨水貯留浸透施設を設置し、雨水を一時的に貯める、または地下にしみ込ませる対策が必要となります。例えば、図のように、未舗装の土地に舗装を行う場合は、透水性舗装等が必要となります。

これらのことから、河川の整備と河川に流れ込む雨水を減らすことで、浸水被害対策をさらに推進することができます。

最後に、右側下段の4大分県特定都市河川浸水被害対策法施行条例の概要です。法により、施設や区域の指定時には標識を設置し、その表示内容は条例で定めることと規定されています。このことから、雨水貯留浸透施設、保全調整池、貯留機能保全区域の3種類の標識の設置基準を定める条例案を令和8年第1回定例会に提出予定です。

阿部（長）委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見等はありませんか。

大友委員 この特定都市河川、私も一般質問させていただいて、その中で再質問等はしなかったんですけど、私も本耶馬溪の方の住民説明会に行かせていただきました。これが指定されることにより、国の重点的な措置を受けられるということで、非常に前向きな部分ではあるんですけど、やっぱり貯留浸透施設を造らなきゃいけないとかいう部分が出てきたときの住民の皆さんの声というのが、うちは大丈夫かな、心配だなという声結構あったんです。よその説明会ときにはどういう意見が出て、しっかりと理解いただけているのかということをちょっと御説明いただきたいと思います。

松尾河川課長 地域の説明の方は、かなりの地

区を同様に説明させていただきました。皆さん懸念というか御心配されるのは、こういう規制に対することが自分たちにどう影響するのかというところで、御心配はやはり多くございました。

ただ、1千平方メートルという範囲を超えればという条件付きでもございますので、割と大きな開発、もしくは宅地造成等々を行わない限り、それほど影響はないのかなというところでございます。

ただ、どうしても山国川は過去にこれだけの浸水被害が起きておりますので、やはり住民、地域の皆様と共に浸水被害を防止するという基本的な理念は、地域の方とは共有できているかなと思います。我々もまだまだ説明不足のところはしっかり説明は引き続きさせていただきますけれども、一緒になって取り組んでいただければというところで御説明を差し上げているところでございます。

大友委員 1千平方メートルという基準があるのは分かるんですけど、やっぱり理解していない方は結構おられると思うんです。また、引き続きのしっかりした説明をお願いしたいと思います。

阿部（長）委員長 ほかに御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

阿部（長）委員長 委員外議員の方は、御質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

阿部（長）委員長 ほかに御質疑等もないので、次に、③の報告をお願いします。

山口港湾課長 令和7年3月に株式会社三井E&Sと契約しました大分港大在地区のコンテナクレーン2号機更新工事の進捗状況について御報告いたします。

資料の19ページをお開き願います。

本工事は、資料右上の現地写真に赤字で示しております既設2号機の更新工事です。青字で示しております新設1号機は、本工事に先んじて、昨年12月から稼働開始しています。

新設2号機は現在、工場で作成しており、来

年2月から現地据付工事に着手いたします。3月には試運転調整を予定しており、その後、既設クレーンの解体を行います。

資料下段の左側を御覧ください。本工事では、契約金額の変更が見込まれますので、その内容について御説明いたします。

契約金額を変更する要因は、コンテナ専用吊具装置の上面に金具保管箱を追加設置することによる約600万円の増額です。

資料下段の右側を御覧ください。現在、船内でのコンテナ荷崩れ防止のために使用する緊締金具は、コンテナ下面に差し込まれたまま、船内から陸揚げされ、岸壁側で金具を取り外した後、作業員がコンテナ船に直接乗り込み、手渡しで金具を戻している状況です。

荷役作業の効率性の向上を図るため、港湾利用者との協議の結果、コンテナ専用吊具装置の上面に金具保管箱を設置することで、作業員がコンテナ船に直接乗り込むことなく、金具を戻すことが可能になることから、変更するものです。

なお、新設1号機についても、本工事で同様の対応を行います。

以上により、契約金額について約600万円の増額を見込んでおります。

これにつきましては、次回の令和8年第1回定例会において金額変更に関する変更契約議案を提出したいと考えております。

阿部（長）委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

阿部（長）委員長 委員外議員の方は、御質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

阿部（長）委員長 別に御質疑等もないので、次に、④の報告をお願いします。

山口港湾課長 大分県海岸保全基本計画の改定について御報告いたします。

資料の20ページをお開きください。

まず1海岸保全基本計画の概要について御説明します。海岸保全基本計画は、海岸法により

国が定めた海岸保全基本方針に基づいて、防護、環境及び利用が調和した海岸の保全を総合的に推進するための計画です。基本方針を受けて平成15年度に策定されました。これまで平成27年に地震津波対策を、平成28年に維持修繕に関する事項を追加する改定を行っており、今年度、3回目の改定を予定しております。

2今回改定の理由です。今回の改定は海岸保全を、将来的な気候変動の影響を考慮した対策へ転換するという国の基本方針に基づいて、具体的にはパリ協定の目標と整合する2100年に2度上昇するシナリオを前提に、その影響予測を海岸保全の方針に反映するというものになります。下図のように上昇していくことが予想される波浪、高潮時の潮位偏差、海面水位などに対し、その影響を海岸保全の整備方針に反映する必要があります。

これを受けて、3主な改定内容について御説明します。今回の改定では、今後整備を行う海岸保全施設の防護水準については、施設の供用期間中に予測される気候変動の影響を考慮して計画すること、ただし、整備中の事業など防護効果の発現を急ぐ場合などは現行の計画により整備を進めること、本計画改定以降においても今後の新たな知見や観測データの蓄積に基づき、適宜防護水準の見直しを検討していくことなどを計画に追加します。

4今後のスケジュールです。学識経験者からなる検討委員会に諮りながら計画改定を進めており、1月からはパブリックコメントと沿岸域12市町村への意見聴取を行い、県民の皆様から幅広い意見を伺う予定です。これらの県民意見の結果を踏まえて2月の検討委員会で最終的な改定内容を作成し、令和8年第1回常任委員会にて改めて御報告いたします。

なお、本改定は海岸を所管する土木建築部と農林水産部の4課が合同で進めておりますので、農林水産委員会でも同様の報告を行っておりますことを申し添えます。

阿部（長）委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見等はありませんか。

佐藤委員 これ、世界的に潮位が上がってくるんでしょけど、これによっていろんな計画が変わってくる、またはいろんな工事もだいぶ変わってくるということがあると思うんです。例えば、川の水面、豊後高田市の川なんかは本当に潮が入ってくる川ですので、直接関係してくると思うんですけど、それで護岸を上げていくとか、今後の計画に、そこに関係してくることはあり得るんでしょうか。

山口港湾課長 気温上昇で、基本的には海面水位の上昇や台風時の高潮時の潮位というのは変わってきますので、今後の計画については、計画の護岸の天端高が基本的には今の計画よりもその影響分だけ変わってくるというふうな形になります。

佐藤委員 じゃ、今までやってきた分を全部かさ増ししていくということになるんでしょうか。

山口港湾課長 基本的には、今、計画というか新しく事業を実施するものについては、新しい基準で計画をしていくと。

大友委員 私も全く同じことを聞いたかったんですけど、これは中津市で、河川の出口、河口の出口のところに土砂が滞留して、最初、自然保護の関係なんかで土砂をどけられないということだったんですけど、説明はやっぱり今のように、海面の高さまでしか上がらないからと、護岸のかさ上げをする必要はないという答えだったんです。それは、これから海面が上がってくるということに伴って計画が変わってきて、工事が必要になる、そういう考え方でいいんですか。

松尾河川課長 特に河川も、やっぱり河口部に流れ込む部分については潮位の影響はありますので、今改定しようとしている海の潮位がどうなるかというところは、場合によっては検討する必要があるところもあるかなとは思っております。

ただ、上がる幅がどれぐらいかというところは、まだ今検討段階でございますので、そこら辺の数字を見極めながら、河川についてもどういふふうな扱いをしていくかというところは検討していく必要があるかなとは思っております。

山国川につきましては、国の管理になりますので、山国川河川事務所ともこの情報についてはしっかり共有をしていって、必要であれば、また次の河川の整備計画なりに反映していく流れになるんじゃないかなというふうに思っております。

大友委員 今私が言ったのは、山国川じゃなくて蛸瀬川の話なんです。つい最近こそ住民の方に、いや、潮位の高さまでしか水は来ないので大丈夫だよと説明したばかりだったので。またその辺、中津土木事務所にも確認したいと思います。

阿部（長）委員長 ほかに御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

阿部（長）委員長 委員外議員の方は、御質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

阿部（長）委員長 ほかに御質疑等もないので、次に、⑤の報告をお願いします。

高野都市・まちづくり推進課長 令和6年9月に株式会社佐伯建設と工事契約しました都市計画道路庄の原佐野線街路改築工事の進捗状況について御報告いたします。

資料の21ページを御覧ください。

本工事は、庄の原佐野線下郡工区において、資料下段の事業区間全体図の赤で着色したP1橋脚・P2橋脚2基の工事を行うものです。

資料中段右側の橋脚構造図を御覧ください。本工事は、赤で着色した場所打杭・フーチングからなる、橋脚の基礎部の工事を行うものです。黄色で着色した柱部については、別途工事で行っています。

次に22ページを御覧ください。

本工事では、契約金額の変更が見込まれますので、その主な内容について御説明いたします。契約金額の変更ですが、大きく三つの要因がございます。

1点目は、掘削土の処分による1,800万円の増額です。当初、橋脚の掘削土は、隣接工事の盛土として流用する計画でした。しかし、含水比が高い軟弱土で、盛土材として不相当で

あったため、本工事にて掘削土の処分を行うものです。

2点目は、矢板の存置による900万円の増額です。当初、矢板は埋設水道管に影響がある箇所を除いて撤去する計画でした。しかし、本工事の矢板撤去時に周辺地盤への影響が確認されたことに伴い、工法の再検討を行った結果、資料右側の平面図にて赤で着色しております、県道及び民地に近接する矢板を存置するものです。

3点目は、現場環境改善費の追加による900万円の増額です。大分県現場環境改善取扱要領に基づき、作業環境の整備として熱中症対策などについて受注者からの申出があり、その実施状況が確認できたため、当該費用を追加計上するものです。

以上により、契約金額について約3,600万円の増額を見込んでおります。

阿部（長）委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

阿部（長）委員長 なければ、私から。ちょっと矢板の存置というのを余り聞いたことがないんですけど、矢板というのはどれぐらいの耐用年数で、そのまま矢板でいいのかということはどうのように考えるんですかね。根本的に土留めをしなくて矢板でいいのか。矢板は年数がたてば腐食するし、そこら辺はどうなんですか。

高野都市・まちづくり推進課長 矢板の存置については、この資料の22ページの右下側にあるとおり、存置の理由としては、引き抜いたときにある一部でこういうひび割れが出たので、重要な県道とか民地のところでは残すということにしました。その耐久性については、特に検討していないんですけど、こういう工事の場合は、被害が出そうであれば存置するというのは経験的に今までもありますので、問題はないと思っています。

小野土木建築部長 少し補足させていただくと、土木工事の中で、例えば軟弱地盤であるとか、通常何かで支えないと土砂が維持できないよう

なときに、矢板工法を使っています。そのままそれを撤去してしまうと、またどさっと崩れてしまうような箇所については、存置をしてそのままにしておくという工法を取っているケースも過去にございます。

その影響についてなんですが、今回のこのケースでいきますと、言い方が適切か分かりませんが、強度的には、この矢板があってもなくても、ここに何か影響するようなことはないと思っています。考えられるのは、例えば地下水を遮断するとか、そういったところはあるかもしれませんが、部分的でございますので、影響は少ないと考えています。

阿部（長）委員長 委員外議員の方は、御質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

阿部（長）委員長 ほかに御質疑等もないので、次に、⑥の報告をお願いします。

伊東建築住宅課長 新たな大分県耐震改修促進計画を策定することにしましたので、その素案について御説明します。

資料の23ページを御覧ください。

本計画の目的は、地震発生時における県民の生命、身体及び財産の保護を図るため、必要な施策を総合的かつ計画的に推進することです。

策定の理由は、平成28年度に定めた現在の計画が今年度末に期間満了を迎えることに加え、今年7月に改正された国の基本方針との整合を図るため、新たな計画を策定するものです。

計画は5章から成ります。第1章では、計画の位置付けとして耐震改修促進法に基づく法定計画であることを定めております。

計画期間は、令和8年度から令和17年度までの10年間としております。

第2章では、左下の表にありますように、県内の住宅や耐震診断の義務付けがある要緊急安全確認大規模建築物の耐震化率について、現計画の目標と実績を示すとともに、次期計画の目標を掲げております。

第3章では、基本的な施策として住宅の耐震化の促進などの5項目、重点的に取り組む施策として木造住宅の耐震化などの3項目を継続す

ることにしています。加えて、本計画では、能登半島地震の被害状況等に鑑み、今後検討すべき課題として、昭和56年から平成12年までの新耐震基準導入以降の木造住宅の耐震化や緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化を新たに掲げ、より幅広い視点で耐震化の促進を図ることとしています。

第4章では、その他の地震時の安全対策、第5章では、建築物の所有者に対する指導等の解説について記載しております。

今後の予定ですが、12月下旬からパブリックコメントを実施し、広く県民の皆様の御意見をお聞きした後に、成案を令和8年第1回定例会に御報告する予定としております。

阿部（長）委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

阿部（長）委員長 委員外議員の方は、御質疑ありませんか。

福崎委員外議員 ちょっとお尋ねなんです、次期計画目標の令和17年、おおむね解消、令和12年、要緊急安全確認大規模建築物、おおむね解消。おおむね解消というのは、数字でいうと何%という意味ですか。

伊東建築住宅課長 まず、おおむね解消という表現ですけれども、国の表現とそろえている表現でございます。数字的な国の方も、おおむね解消がいくらという数字なのかということの名言はないんですけれども、99%程度を目指すものと考えております。

福崎委員外議員 分かりました。99%、おおむね解消と。

ただ、要緊急安全確認大規模建築物というのは、やっぱり緊急性があるのかなと考えたら、ここは99%じゃなくて100%というふうにして、やっぱり県としてしっかり取り組んでいくということを示すべきじゃないかと思うんです。なぜ要緊急安全確認大規模建築物の目標が99%でいいと、あと1%はどうするのかという話なんです、おおむね解消にしたのか、ちょっと理由を教えてくださいいいですか。

伊東建築住宅課長 お答えさせていただきます。

すみません、表現といたしましては、国とそろえた表現にしているんですが、委員おっしゃるとおり、100%を目指して今、建築物の所有者とお話を進めているところでございます。

現時点の状況としましては、要緊急安全確認大規模建築物は、民間建築物が県内で26棟あります。この26棟を対象とした補助制度を設けて、所有者に対し、いろいろ説明をしながら進めているところでございます。残り3棟が残っているところでございます。そのうち1棟は、来年度、対応が完了する予定でございます。残り2棟につきまして、御指摘のとおり、しっかり100%になるよう所有者にアプローチをしていきたいと思っております。

阿部（長）委員長 よろしいですか。（「ありがとうございます」と言う者あり）

三浦正臣議員はありませんか。（「ありません」と言う者あり）

ほかに御質疑等もないので、最後に、⑦の報告をお願いします。

伊東建築住宅課長 新たな大分県賃貸住宅供給促進計画を策定することにしましたので、その素案について御説明します。

資料の24ページを御覧ください。

本計画の目的は、高齢者や障がい者など、県内における住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居や居住の安定を図るため、必要な施策を総合的かつ効果的に推進することです。

策定の理由は、令和元年度に策定した現在の計画が今年度末に期間満了を迎えることに加え、今年7月に改正された国の基本方針等との整合を図るため、新たな計画を策定するものです。

計画は3章から成ります。第1章では、計画の位置付けとして、住宅セーフティネット法に基づく法定計画であるとともに、県の住宅施策に関する理念や目標などを規定した大分県住生活基本計画の個別計画であることを定めております。

計画期間は、令和8年度から令和17年度の10年間としております。

第2章では、法や省令、県が独自に定める住

宅確保要配慮者の範囲について記載しております。本計画では、今年度改正された省令との整合を図り、新たに困難な問題を抱える女性支援法に規定される者の追加等をしております。

第3章では、賃貸住宅の供給の目標を定めています。また、施策としては、公的賃貸住宅の供給の促進など3項目を継続するほか、新たに賃貸住宅に入居する住宅確保要配慮者に対する日常生活を営むために必要な福祉サービス等の提供体制の確保を追加しました。これに基づき、居住支援法人や福祉事業者等と連携した支援体制の構築を図り、必要な情報や包括的なサポートの提供を推進する方針です。

今後の予定ですが、12月下旬からパブリックコメントを実施し、広く県民の皆様の意見をお聞きした後に、成案を令和8年第1回定例会で御報告する予定としております。

阿部（長）委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

阿部（長）委員長 委員外議員の方は、御質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

阿部（長）委員長 別に御質疑等もないので、以上で諸般の報告を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

大友委員 議案は問題ないんですけど、指定管理の話が出た際に、福崎議員から選考の得点の話とかありました。すみません、私は議案説明会を副議長公務で出られていないんですけど、何かそういう資料が出たんですか。（「いや、出ていないです」と言う者あり）質問で。（「はい。口頭で返ってきた」と言う者あり）そういうものは、公にできるものですよ。

山口港湾課長 結果はホームページでも公表しております。

大友委員 できれば指定管理——土木建築部に限らずなんですけど、そういうもうちょっと分かる内容、資料で出せるものは、今、紙じゃなくて、タブレット、Side Books（サイドブックス）に入れておけばいいので、そうい

うもうちょっと詳細の資料を付けていただきたいなと思います。またほかの部局ともそういう話をしていただきたいなというふうに思います。お願いします。

阿部（長）委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

阿部（長）委員長 ほかにないので、これをもって土木建築部関係の審査を終わります。進行に協力いただき、大変スムーズに進みました。ありがとうございました。

執行部はお疲れ様でした。

委員の皆様はこの後、内部協議がありますので、そのままお待ちください。

〔土木建築部、委員外議員退室〕

阿部（長）委員長 これより、内部協議を行います。

まず、閉会中の所管事務調査の件についてお諮りいたします。

お手元に配付のとおり、各事項について閉会中継続調査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

阿部（長）委員長 御異議がないので、所定の手続を取ることにいたします。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

阿部（長）委員長 別にないようですので、これをもって土木建築委員会を終わります。

お疲れ様でした。